

## 請　願　文　書　表

(保健福祉局)

受 理 番 号	17	受理年月日	令和5年9月13日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>京都市は2021年10月、敬老乗車証制度の改悪(本人負担を2022年に2倍、2023年に3倍化、交付年齢を70歳から段階的に75歳に引き上げる、総所得700万円以上は不交付)した。2022年の制度改悪により2万5,000人が申請することができなくなり、今年10月に3倍化されれば更に申請できない市民が増えることは必至である。</p> <p>敬老乗車証制度は、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立ててもらうため、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的に創設されたものであり、高齢者の生きがいと生活を支え、多くの市民から喜ばれてきた。</p> <p>現在の市民生活は相次ぐ物価高騰や年金の実質切下げ、賃金も上がらず、社会保障は後退するなど困難を極めており、そのうえ敬老乗車証の本人負担が3倍(又は4.5倍)にもなる引上げは、到底受け入れられないものである。</p> <p>ついては、今年10月からの本人負担3倍化(又は4.5倍化)を直ちに中止することを願う。</p> <p>なお、本請願について、署名79筆を添える。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	井崎 敦子、とがし 豊、やまね智史、赤阪 仁		
付 託 委 員 会	環境福祉委員会		